

京都市告示第 3 9 7号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 元 年 1 0 月 1 8 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	川島水5020号	西京区川島六ノ坪町59番地の 2 地先 同町58番地の 2 地先	
2	川島水5021号	西京区川島六ノ坪町48番地の 4 地先 同町48番地の 2 地先	
3	川島水5022号	西京区川島六ノ坪町138番地地先 同町29番地の 4 地先	
4	川島水5023号	西京区川島五反長町35番地の 5 地先 同町35番地の 4 地先	
5	川島水5024号	西京区川島五反長町17番地の 5 地先 同町74番地地先	
6	川島水5025号	西京区川島菴田町 9 番地の 1 地先 同町62番地地先	
7	川島水5026号	西京区川島菴田町 9 番地の 5 地先 同町57番地地先	
8	川島水5027号	西京区川島滑樋町53番地の11地先 同町125番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)